

コー・イノベーション大学 学則

第1章 総則

第1条(目的)

コー・イノベーション大学(以下「本学」という。)は、建学の精神である「ともに文明を問い、未来を共創する」に基づき、教育基本法及び学校教育法の定めるところに則り、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究し、実践的な幅広い能力と知的、道徳的及び応用的能力を展開することのできる人材を養成し、もって人類の福祉と文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本学の設置する学科における人材の養成に関する目的は、共創の実現に向けて、「理論」・「対話」・「実践」を往還するプロセスを通じて、地域や立場を越境し、課題解決および社会変革を実行する力を備えた人材で、その他教育研究の目的については別に定める。

第2条(自己点検・評価)

本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

第3条(教育内容等の改善)

本学は、授業内容及び方法の改善並びに事務能率や大学運営の向上を図るため委員会を設け、研修及び研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第4条(教育研究活動等の公表)

本学は、公的教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、教育研究水準の向上を図るために、教育研究活動等に関する情報を広く社会に公表するものとする。

2 公表する情報、実施体制及び方法については、別に定める。

第2章 組織

第5条(学部、学科、定員及び修業年限)

本学において設置する学部、学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
----	----	------	------

第6条(修業年限及び在学年限)

修業年限は、4年とする。

- 2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

第7条(図書館)

本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関し、必要な事項は別に定める。

第8条(キャリアセンター)

本学にキャリアセンターを置く。

- 2 キャリアセンターに関し、必要な事項は別に定める。

第3章 職員組織

第9条(教員研究実施組織)

本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

- 2 本学に副学長を置くことができる
- 3 本学の学部 to 学部長、学科に学科長を置く。
- 4 本学に客員教授、非常勤講師及びその他必要な教職員を置くことができる。
- 5 本学に名誉教授を置くことができる。
- 6 第1項のその他職員組織に関する必要な事項は別に定める。

第4章 運営組織

第10条(運営委員会)

本学に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は学長の諮問に応じて、本学の重要事項について審議する。
- 3 運営委員会に関し、必要な事項は別に定める。

第11条(教授会)

本学に教授会を置く。

第12条(教授会の構成)

教授会は学長、副学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、その他の職員を加えることができる。

第13条(教授会の審議事項)

教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当り意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- 3 前二項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第14条(委員会)

本学に大学運営に必要な委員会を置く。

- 2 委員会に関し、必要な事項は別に定める。

第5章 学年、学期、授業期間及び休業日

第15条(学年、学期及び授業時間)

学年を春学期、夏学期、秋学期及び冬学期に分ける。

- 2 前項の各学期の期間は、別に定める。

第16条(休業日)

休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 春期休業、夏季休業、冬季休業は、別途定める。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、または休業日であっても授業などを行うことができる。

第6章 入学、編入学、留学、退学、復学及び休学

第17条(入学の資格)

本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者

三 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者。

六 文部科学大臣の指定した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

七 その他、学校教育法および、学校教育法施行規則に定めた入学資格を有する者

第 18 条(入学の時期)

入学の時期は、学年の始めとする。

第 19 条(入学の出願)

本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

第 20 条(入学者の選考)

前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

第 21 条(入学手続及び入学の許可)

前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第 22 条(留学)

外国の大学又は短期大学に留学を志願しようとする者は、所定の様式により願い出ることとし、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 6 条 1 項に定める修業年限に通算することができる。

3 外国の大学又は短期大学で習得した単位については、第 35 条の規定による。

第 23 条(休学)

疾病その他の理由により 1 ヶ月以上修学することができない者は、医師の診断書又は詳細な理由を添えて学長に願い出て、許可を受けて休学することができる。

2 疾病のために修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

第24条(休学期間)

休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。
- 3 休学の期間は、在学年数に参入しない。

第25条(復学)

休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 復学の時期は学期始めとする。

第26条(転学)

他の大学へ転学を希望する者は、所定の様式により学長に届け出て、転学することができる。

第27条(退学)

退学しようとする者は、所定の様式により学長に届け出て、退学することができる。

第28条(再入学・転入学)

本学に再入学または転入学を志願する者がある時は、欠員のある場合に限り、選考のうえ、学長が入学を許可することがある。

- 2 再入学・転入学について必要な事項は別に定める。

第29条(除籍)

次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- 一 第6条2項に定める在学年限を超えた者
- 二 第24条2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料等学納金の納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

第7章 教育課程

第30条(開設科目及びその単位数)

本学において開設する授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

第31条(単位の計算方法)

授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単

位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

三 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う授業科目については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することができる。

第32条(単位の授与)

授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は定期試験又は随時、その履修した科目について筆記、口述、レポート、実技などによって行う。

3 その他試験について必要な事項は別に定める。

第33条(学習の評価)

学習の評価は100点を満点とし、90点以上を秀、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とし、可以上を合格とする。

第34条(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 前2項の規定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第35条(大学以外の教育施設等における学修)

本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項の規定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第36条(入学前の既修得単位の認定)

本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前項第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、

単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第35条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

第8章 卒業及び学位

第37条(卒業の要件)

本学の共創学部地域共創学科の学生は4年以上在学し、別表に定めるところにより124単位以上を修得しなければならない。

第38条(卒業の認定)

前条の卒業の要件を満たした者に対する卒業は、学長がこれを認定する。

第39条(学位の授与)

前条により卒業を認定された者には、学士の学位を授与する。

2 学士の学位を授与するにあたっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

学部	学科	専攻分野の名称
共創学部	地域共創学科	共創

第9章 学納金等

第40条(学納金等の金額)

本学の学納金等の金額は次のとおりとする。

[学納金]

入学金(入学時のみ) 200,000円

授業料 1,080,000円

施設費 350,000円

2 入学予定者は、入学金を指定期日までに納入しなければならない。

3 授業料、施設費などの学納金は、春学期・夏学期及び、秋学期・冬学期の2期に分け、春学期・夏学期は4月末日及び、秋学期・冬学期は10月末日までに納入しなければならない。ただし、入学予定者に限り、春学期・夏学期分は指定期日までに納入しなければならない。

4 特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

5 入学学納金及び、第1項以外の他学納金は、別表に定める。

第41条(休学及び復学の場合の学納金等)

休学が一学期間全部にわたるときは、その学期の学納金は免除する。ただし、休学在籍料として10

0, 000円を指定期日までに納入しなければならない。

2 学期の中途から復学するときは、その学期に係る既に納入している休学在籍料を差引いた学納金を納入しなければならない。

第42条(退学、除籍及び停学の場合の学納金)

学期の途中で退学し又は除籍された者の当該学期分の学納金は、納入しなければならない。

2 停学期間中であっても、学納金は納入しなければならない。

第43条(学年の途中で卒業する場合の学納金)

学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月まで学納金を納付しなければならない。

第44条(納付した学納金等)

納付した学納金等は、原則として返還しない。

2 入学時の学納金については、入学手続きを完了した者で、所定の期間内に入学辞退の申し出があった者は、入学金以外の学納金を返還する。ただし、専願の入学試験で合格した者は、この限りでない。

第10章 特別科目履修生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

第45条(特別科目履修生)

本学において、他の大学(外国の大学を含む)との協職により、当該大学等の学生に特別科目履修生として本学の授業科目を履修させることがある。

2 特別科目履修生への単位の授与及び学習の評価は、第32条、第33条、第34条及び、第35条の定めに準じて行うことができる。

3 特別科目履修生に関して必要な事項は別に定める。

第46条(科目等履修生)

本学において、一又は複数の授業科目の履修を希望する者に対しては、科目等履修生として本学の授業科目を履修させることがある。

2 科目等履修生への単位の授与及び学習の評価は、第32条及び第33条の定めに準じて行うことができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第47条(聴講生)

本学において、一又は複数の授業科目の聴講を希望する者に対しては、教授会による選考の上、聴講生としての入学許可を学長から得なければならない。

2 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

第48条(外国人留学生)

外国人で大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教授会による選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第11章 公開講座

第49章(公開講座)

本学は、必要に応じ公開講座を開設する。

2 公開講座の実施運営については別に定める。

第12章 賞罰

第50条(表彰)

学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

第51条(罰則)

本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当な理由がなくて出席常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒の手続きについては、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。